

議案第66号

北上市一般職の任期付職員の採用等条例の一部を改正する条例

北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第2項</u>、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保す</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）<u>第3条第1項及び第2項</u>、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</u></p>

ることが一定の期間困難である場合

- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

2 任命権者は、前項の規定に基づくほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 [略]

2 [略]

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当

を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 [略]

2 [略]

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当

であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) [略]

(2) [略]

であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による承認

(2) [略]

(3) [略]

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に定める給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は別表第2に定めるとおりとする。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支

(給与に関する特例)

第7条 第2条、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給与は、北上市一般職の職員の給与条例(平成3年北上市条例第35号。以下「給与条例」という。)を適用する。

2 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給料は、給与条例第4条第1項に規定する給料表を適用し、その者の属する職務の級及び号給は、規則で定める。

3 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第8条 給与条例第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員以外の任期付職員の給与に関する特例)

第8条 第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の給与は、北上市一般職の職員の給与条例(平成3年北上市条例第35号。以下「給与条例」という)を適用する。

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給与条例第5条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第4条、第5条、第9条から第11条まで、第13条及び第26条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3

2 [略]

(補則)

第9条 [略]

条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 給与条例第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 [略]

(補則)

第10条 [略]

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

<u>号給</u>	<u>給料月額</u>
	円
<u>1</u>	<u>378,000</u>
<u>2</u>	<u>426,000</u>
<u>3</u>	<u>476,000</u>
<u>4</u>	<u>538,000</u>
<u>5</u>	<u>613,000</u>
<u>6</u>	<u>716,000</u>

別表第2（第7条関係）

特定任期付職員号給別基準職務表

号給	基準となるべき職務
<u>1</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
<u>2</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
<u>3</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
<u>4</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
<u>5</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
<u>6</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
<u>7</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年12月 3 日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

高度な知識経験又は優れた識見を有する者を採用するため、特定任期付職員についての規定を加えようとするものである。